



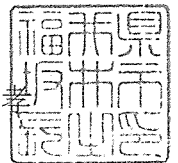
坂井市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定によるテクノポート福井第三地区土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和7年6月25日

坂井市長 池田 禎 孝



次の区域を三国町米納津49字浜割に編入する。

大字	字	地 番
三国町黒目	23字上不動割	1の4
	25字上釜屋割	1の4
	27字浜割	1の3
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。		